

教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 警察本部長並びに警察本部及び警察署
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第1項第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>8 第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>9～12 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>14 第2項第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) いじめ問題対策連絡協議会の庶務に関すること。</p> <p>15 第1項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第1項第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局の<u>学校教育室長及び総括課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>8 第1項第1号及び第2号並びに第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局の<u>学校教育室長及び総括課長</u>（<u>学校教育室長又は総括課長</u>が直接事務を担当する場合に限る。）、監、課長<u>並びに</u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>9～12 [略]</p> <p>13 第2項第2号に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局学校教育室生徒指導課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>いじめ問題対策連絡協議会の庶務に関すること。</u></p> <p>14 [略]</p> <p>15 第1項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）別表第2の規定により知事が定める額とされているものの</u></p>

<p>16 第1項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課生涯学習担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 野外活動センター条例(昭和49年岩手県条例第18号)第2条第2項の規定により知事が承認することとしている利用料金に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>17～20 [略]</p>	<p><u>決定に関すること。</u></p> <p>16 第1項第1号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課生涯学習担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>17～20 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。